

補助対象：研究会等のグループが行う研修セミナー開催等に対する経費

※国内外の先進的な医療機関への派遣研修等に対する経費の補助（個人への派遣旅費への補助）はH27年度までで廃止となります。

### 補助要件

右の①～⑤の要件をすべて満たすこと

- ①5疾病5事業及び在宅医療における高度・専門医療に携わる人材の養成を目的とした研究会活動であること
- ②県内の複数の機関の医師、看護師等で構成され、当該分野の専門家が参加している研究会等のグループであること
- ③研究会活動の成果を、一般県民または医療関係者に対する公開セミナーおよび、県開催の成果発表会または県HPにて発表すること
- ④応募時点で発足している研究会等のグループであること
- ⑤補助対象期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの範囲内とする

### 補助対象経費

- ①研修セミナー等の開催経費（講師謝金・旅費、会場費など）
- ②書籍等購入費など研修支援費
- ③その他特に必要と認める経費

### 補助額

100万円を上限として補助（補助率10/10）

※ただし、予算の範囲内で配分することとし、応募多数の場合は自己財源（会費等）を確保しているグループや、新規のグループを優先した傾斜配分とする。